

第 18 回 鈴鹿市景観審議会 議事要約書

1 日時：令和 6 年 2 月 14 日（水）15 時 30 分から 16 時 30 分

2 会場：鈴鹿市役所 本館 6 階 庁議室

3 出席者：

（景観審議会委員）

（会場出席）

岡本肇（会長）、藤枝律子（副会長）、内山安司、小林由紀子、鈴木秀、田中淳一、冨本真理子、福嶋礼子、森日出子

（オンライン出席）

大井隆弘、坂口博文

（鈴鹿市）

都市整備部長 今村隆之

都市整備部次長 伊藤実

都市計画課長 齋藤鎮伸

（事務局）

都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志

同グループ 鈴枝寛規、岩井佑樹

4 議題：

諮問第 1 号 鈴鹿市景観計画の改定について

諮問第 2 号 景観重要樹木の現状変更について

5 傍聴の可否：可

6 傍 聴 者：0 名

7 議事録署名人：田中委員、冨本委員

8 配布資料：第 18 回鈴鹿市景観審議会 事項書

鈴鹿市景観計画（案）

鈴鹿市議会全員協議会からの意見（資料 2-1）

意見公募手続での意見（資料 2-2）

第 17 回景観審議会からの変更点（資料 3）

景観重要樹木の現状変更について（資料 4）

9 審議会の内容（要約）

事務局（課長）

それでは、只今から第 18 回鈴鹿市景観審議会を開催します。本日の審議会は、鈴鹿市景観審議会運営要領に基づき、一部委員がオンラインで参加しています。それでは、初めに副市長から挨拶を申し上げます。

副市長

副市長の内藤です。本日は、第 18 回鈴鹿市景観審議会に出席いただきありがとうございます。

また、日頃は、本市の景観行政を始め、市政各般にわたり、格別の御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。当審議会は、本市の景観計画に関する事項について、審議いただく重要な審議会です。委員の皆様方には、何かとお世話をいただきますが、よろしくお願いします。

本日の議題は、諮問事項が 2 件あります。まず諮問第 1 号は「鈴鹿市景観計画の改定について」です。現計画の計画期間が令和 5 年度末をもって終了することから、第 15 回景観審議会において景観計画改定に関する組織として専門部会の設置を認めていただき、専門部会と 1 年半にわたり、協議を進めながら、適宜審議会に改定内容を報告してきました。このたび、市議会議員協議会における説明やパブリックコメントを経て、最終案がまとまりましたので、説明をさせていただき、答申をいただきたいと思いますと考えています。

続いて、諮問第 2 号は「景観重要樹木の現状変更について」です。本市では三重県の天然記念物に指定されている長太の大楠を平成 24 年 7 月 20 日に県下で初めて景観重要樹木に指定しました。

この大楠は、令和 2 年 9 月 4 日の落雷の影響で樹木の一部が枯死したことから、文化財の維持・保全の業務を所管する文化財課と樹木匠が対応について協議した結果、令和 5 年度末に落下の可能性のある枝を切除することになりました。景観重要樹木の現状変更に際しては、景観法に基づく許可が必要であり、また鈴鹿市景観づくり条例に基づき、景観審議会の意見を聴く必要があることから、第 16 回鈴鹿市景観審議会で審議いただき、意見を聞かせていただいたところです。その後樹勢が回復するよう処置をしてきましたが、新たに落下の可能性のある枝を切除する必要が出てきましたので、本日審議いただくこととなりました。

以上が本日の議題です。皆様から貴重な意見をいただきたいと思います。審議の程、よろしくお願いします。

事務局（課長）

申し訳ありませんが、副市長は他の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

（副市長退席後）

それでは配布した資料の確認をお願いします。

- ・ 第 18 回鈴鹿市景観審議会事項書

- ・鈴鹿市景観計画（案）
- ・資料 2-1、2-2、3、4
- ・諮問書（会場のみ）
- ・名簿（会場のみ）
- ・パワーポイント資料（会場のみ）

の 9 点ですが、過不足等はないでしょうか。

なお、パワーポイント資料は、この会議室の映写の不鮮明な箇所を補足する資料として配布しています。したがってパソコン画面で見られるオンライン参加の委員には送付していませんので理解をお願いします。資料の不備等があったら事務局まで申し付けください。

議事に入る前に何点かお断りします。まず議事録作成のため録音します。議事録は要約記録とし、公開します。

次にオンラインで参加の委員は、質疑応答の際に発言する時は、議長への呼びかけを行い、議長から指名を受けた後、発言をしてください。さらに会場に出席の委員は、席に設置してあるマイクの 4 番「要求」ボタンを押してから会長への呼びかけをお願いします。その後発言が終了したら 5 番「終了」のボタンを押してください。それでは、鈴鹿市景観審議会規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、岡本会長に議長をお願いします。岡本会長、議事進行をよろしくお願いします。

議長（会長）

本日は、審議会委員 12 名中 11 名の委員が出席し、過半数に達しているの
で、鈴鹿市景観審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会は成立している
ことを報告します。

また、本日の傍聴人はいません。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第 6 条に基づき、議事録署名人を 2 名
指名します。前回の署名人を踏まえた上で、名簿順に指名すると、本日の議事
録署名人は、田中委員と富本委員になります。田中委員と富本委員、よろしく
お願いします。

それでは、手元の事項書に基づき議事を進めます。諮問第 1 号「鈴鹿市景観
計画の改定について」説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問第 1 号 鈴鹿市景観計画の改定について説明します。

まず、前回の景観審議会の振り返りを行います。11 月 10 日に開催した第 17
回景観審議会では、パブリックコメント実施前の景観計画改定案を示しました。
前回の審議会が出た主な意見を振返ります。

「景観特性として写真がたくさん載っているが、これは推奨される景観の写真に掲載しているのか。」という質問に対し、「景観計画に掲載している写真は、推奨すべき良好な景観を例示したものとなっています。」と回答しました。続いて、「鈴鹿市の基準は先進自治体の太陽光発電施設の基準と比べてどうか。また、市内の既存の太陽光発電施設は今回定めた基準に適合しているか。」という質問に対して「基準はほぼ先進自治体と同程度となっていますが、高さは先進自治体を参考にしつつ、鈴鹿市に合うように内容を変えています。2点目については、市内のほとんどの施設が基準に適合しています。」と回答しました。また「新しい景観づくりを行っていくことについては、具体的にどのように考えているか。」との質問に対して「例えば、多くの市民の方が写真を撮りに来るようなスポットがあれば、それが市民の考える良い景観だと捉えて、新しい景観として取り扱っていこうと考えています。」と回答しました。

続いて、審議会後の主な会議等について説明します。第17回景観審議会のあとは、11月13日に鈴鹿市議会全員協議会、11月24日から12月25日にかけて、計画に対して市民から意見を求めるパブリックコメントを実施してきました。各会議等で出された意見と行政からの回答を資料2-1及び2-2として添付し、前回の審議会の時に提示した改定案からの変更点を資料3として添付しています。

審議会後の主な意見について説明します。まずは鈴鹿市議会全員協議会で出た主な意見についてです。

「地区別景観づくり計画は2024年4月時点で4つの地域に策定と記載されているが、その内容はどこに記載されているのか。」という質問に対しては、「本計画書には全体計画に関する部分を記載し、地区別景観づくり計画は別途ホームページに掲載して周知しています。」と回答しました。

「今回の改定において、地域に相応しくない色彩については指導できるような改定となっているか。」という質問に対しては、「今回の改定では色の塗替え時におけるアクセント色の使用はすべて届出対象に改定しました。塗替え時にアクセント色を使用する場合は、基準適合するように指導ができます。」と回答しました。

続いて、パブリックコメントの意見についてその概要を説明します。

届出対象行為に付随して太陽光発電施設を設置する場合は、太陽光発電施設の設置に関する景観形成基準への適合も必要になるということについて、「都市マスタープランの再生可能エネルギー推進の立場からのコメントも入れていただきたい。」という意見がありました。これに対して、「2ページにカーボンニュートラル社会の実現に向け再生可能エネルギーの普及が進んでいる旨を記載しています。」と回答しました。

太陽光発電施設を設置する際の景観形成基準について、「周辺環境へ影響を与

えない基準を明確にすべき。」との意見に対し、「定量指標を設けることが困難であることから、個々の案件ごとに良好な景観の形成に向けた景観協議を実施していきます。」と回答しました。

営農型の太陽光発電施設の高さについて、「【できるだけ低く】から【適切な高さ】とすべき。」という意見に対しては、「景観的には人工物はできるだけ目立たないことが望ましいと考えており、個々の案件ごとに良好な景観の形成に向けた景観協議を実施していきます。」と回答しました。

植栽や目隠しフェンスなどを配置するという文言について、「事業者に変な負担になるため削除願いたい。」という意見に対しては、「植栽や目隠しフェンスの設置は、道路等から見えにくくする手段の1つであることを踏まえて、「植栽や目隠しフェンスを配置するなど、道路等から見えにくくする。」に修正します。」と回答しました。

なお、この意見を踏まえて、景観計画の一部修正を行いました。

太陽光発電施設に対する景観協議について、「太陽光発電施設に対する景観協議は、周辺住民と事業者の無用の対立する根拠になりかねず、過度の条件設定は大きなトラブルにつながりかねないと懸念する。」という意見に対し、「景観計画は、良好な景観の保全・創出に向けた基本的な方針を定めたものです。景観は公共財産であり、太陽光発電施設は設置する際には、景観に配慮した施設の設置に協力を求めています。」と回答しました。

街路樹について、「鈴鹿市内にある街路樹のほとんどはブツ切りになっており、景観が良いとは言えない。良好な街路樹を形成することが良好な景観を形成するために必要ではないか。」という質問に対しては、「街路樹については、周辺住民等との協働による適正な維持管理に努めていきます。」と回答しました。

以上がパブリックコメントで提出された意見とその回答になります。

続いて、第5回専門部会での意見等について説明します。第5回専門部会では、パブリックコメント等を踏まえて修正した景観計画の最終案を提示しました。専門部会で出た意見を報告します。

「フェンスの設置が事業者への過度な負担になるとは思わない。原文のまま残してもよかったのではないか。」という意見に対して、「意見提出者はフェンス設置を義務と捉えていたため、誤解を招かないように文書を変更しました。」と回答しました。

「営農型の太陽光発電施設については、あまり低すぎるのも作業効率に影響が出てしまうと思う。」という意見に対して、「施設の下で作る作物によって、必要な高さが変わってきます。計画書にも記載のとおり、営農に支障のない範囲でできるだけ施設の高さを低くすることを書いています。景観として人工物は目視できない状況が望ましいと考えており、景観協議を行いながら、良好な景観の形成

を行っていきます。」と回答しました。

「太陽光パネルの色彩は、自然の中で黒や紺のパネルがあることで逆に悪目立ちする可能性があるので、ケースバイケースで考えていくのが良いと思う。」という意見に対して、「計画書の内容は、太陽光パネルの色彩を黒や紺に限定するものではなく、目立たないようにするというところに重きが置かれたものです。こちらでも事業者と協議を行いながら、状況に応じた判断をしていこうと考えています。」と回答しました。

なお、専門部会からは、計画改定案を適当と認める旨の回答をいただいています。

この度、景観計画の最終案が完成したことから、令和6年1月24日付け鈴都計第1077号にて都市計画審議会に対し、また、令和6年1月30日付け鈴都計第1126号にて景観審議会に対し、景観計画の改定についての諮問書を提出しました。

都市計画審議会及び景観審議会への諮問は、それぞれ景観法及び鈴鹿市景観づくり条例の規定によるものです。景観法では、景観計画の変更するときはその内容について都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨の規定があり、鈴鹿市景観づくり条例では、景観計画の変更するときはその内容について景観審議会の意見を聴かなければならない旨の規定があります。

なお、本日、景観審議会に先立ち行われた都市計画審議会においては、原案を適当とする、という答申をいただいています。

最後に、スケジュールについて説明します。本日、都市計画審議会及び景観審議会に対して景観計画改定案の諮問を行いました。景観審議会から承認いただきましたら、4月1日から新景観計画の公表及び運用を開始したいと考えています。

以上で景観計画の改定についての説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見があったら、発言をお願いします。

福嶋委員

パブリックコメントで太陽光発電施設に対する意見を提出した人は、太陽光発電事業者か土地所有者のどちらなのか。また、太陽光パネルは発電が過剰になって発電量を落とすような動向もあり、状況は変化してきているが、そこについてはどのように考えているか。

事務局

まず、意見提出者については、記載された氏名等の情報から太陽光発電事業

者であると考えています。2点目については、今のところ鈴鹿市では施設の設置状況に大きな影響を及ぼすほどの影響はありません。

藤枝委員

街路樹について、パブリックコメントのとおり状況となっているのか。

事務局

冬季については、パブリックコメントのとおり、枝が落とされているような状況です。これは、道路の維持管理をしている道路保全課の方針によるものですが、市民からは落葉の風景を楽しみたいという声がある一方、葉っぱが自分の敷地に落ちて困っているという意見もある中、道路管理者の判断でかなり短く剪定を行っている状況です。

藤枝委員

天理市では銀杏並木があり、葉の残すことにより黄色い絨毯を作り出しているようなところもあり参考にできるのではないかと。街路樹の種類は統一されているのか。

事務局

樹種について、ケヤキが市の木に指定されていることもあり、道路にもありますが、街路樹の多くはケヤキです。事務局としては、街路樹付近に住む方の声を優先して現在の状況になっていると感じていますが、最終判断は道路管理者が行います。ただし、都市計画課としては、景観計画にも記載したとおり、地域住民と共に適切に維持管理をしていけたら、と思っています。

鈴木委員

太陽光発電施設を設置する敷地の維持管理については言及していないのか。

事務局

維持管理の内容については、新景観計画の運用開始と併せて施行予定の太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインにおいて、敷地の維持管理の内容を記載しています。

議長（会長）

意見等出尽くしたようですので、ここで意見をまとめたいと思います。令和6年1月30日付け鈴都計第1126号で諮問のあった諮問第1号「鈴鹿市景観計画

の改定について」を本日審議しましたところ、原案を適当と判断し、答申したいと思いますがいかがですか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは続いて諮問第2号「景観重要樹木の現状変更について」事務局、説明をお願いします。

事務局

諮問第2号 景観重要樹木の現状変更について説明します。

鈴鹿市では、平成24年7月20日に、景観まちづくりのシンボルとなるよう、南長太町の広大な田園の中にひときわ大きくそびえ立つクスノキ（通称：長太の大楠）を県下で初めて景観重要樹木に指定しました。樹姿について、平成24年時点での値ですが、樹高26m、直径2.6m、枝張り東西30m、南北35mと、かなり大きなクスノキで、樹齢は1,000年を超えています。景観重要樹木に指定される以前の昭和38年には、三重県の天然記念物にも指定され、地域のシンボリックな存在となっているこのクスノキを見るために市内外から多くの人々が訪れています。

このクスノキですが、令和2年9月に落雷にあい、年月が経過することでその影響が顕在化しはじめ、樹木の一部が枯死し、枝が落下する可能性のある危険な状態となりました。令和4年12月28日付けで文化財課から景観重要樹木の現状変更に係る許可申請書が提出されたため、令和5年1月23日に開催した第16回鈴鹿市景観審議会において、景観重要樹木の現状変更の意見を聴いたのち、同日付で現状変更の許可を行いました。その後、令和5年3月29日に西側の枝の切除を行いました。

このクスノキに対して、令和6年1月18日付けで、文化財課から再度景観重要樹木の現状変更に係る許可申請書の提出がありました。今回許可申請あった現状変更の内容は、落雷により枯死した枝のうち、北側の民地にかかる部分を切除するものです。枝先から概ね8m以内の範囲の必要な箇所に対し、高所クレーン車を使用しながら枝の切除を行う予定です。

なお、作業は関係部署との調整が完了し、景観重要樹木の変更許可が下り次第行われる予定です。枯死した枝は、放置すると落下の可能性が経年的に高まっていくことから、人命や財産に被害を及ぼす前に対応する現状変更は、必要不可欠と考えます。

また、鈴鹿市景観計画に規定する「景観重要樹木の指定の方針」に掲げる項目については、変更後も要件を満たすと考えられることから、景観重要樹木と

しての指定を継続します。

ただし、景観重要樹木の指定の方針に鑑み、前回の許可時の条件と同様、「可能な範囲で枝を残し、地域の良い景観の寄与に引き続き努めること」という事項を付与して許可をしようと考えます。以上で諮問第2号 景観重要樹木の現状変更についての説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

鈴木委員

枝先から8mの範囲を切除することだが根拠はあるか。

事務局

文化財課によると、北側の隣地にかかる部分が8mということです。

鈴木委員

8mにこだわらず、景観に支障のない範囲で枯れ枝を落としてもいいのではないか。

事務局

景観計画において景観重要樹木の指定の方針が定められており、その方針の中に「樹姿が優れ、地域の良い景観に寄与している樹木」という項目があることから、伐採部分は必要最小限にとどめるのが望ましいと考えています。

福嶋委員

樹木医は樹勢の回復について、どのような意見を述べているのか。

事務局

樹木医の診察のもと樹勢を戻すような努力をしているものの、落雷の枯れ枝が増えてきている状況ですが、樹木医と直接やり取りをしているのは文化財課ですので、詳しい状況まで把握していません。

冨本委員

樹木医の診断内容はもちろんのこと、地元の住民の方がどう考えているか教えていただきたい。

事務局

長太の大楠を多くの方が大切にされているのは認識しています。樹齢 1,000 年の樹木ですので、文化財課と同様、何とかして地域のシンボルとして残していきたいと思っています。現状変更の許可の条件として「可能な範囲で枝を残し、地域の良好な景観の寄与に引き続き努めること」としているとおり、伐採箇所を最小限にして、樹木を残していこうと思っていますが、安全確保のための枝の伐採は必要であると考えています。

議長（会長）

意見等出尽くしたようですので、ここで意見をまとめたいと思います。令和 6 年 1 月 30 日付け鈴都計第 1126 号で諮問のあった諮問第 2 号「景観重要樹木の現状変更について」本日、審議したところ、事務局の説明のとおり「可能な範囲で枝を残し、地域の良好な景観の寄与に引き続き努めること」を付記して許可をすることを適当と判断し答申したいと思いますが、いかがですか。

（異議なしの声）

ありがとうございました。これで本日審議いただく諮問案件は終了しました。答申案を事務局に作成させますので、事項書 2 番のその他事項の後に確認をお願いします。事務局、その他事項は何かありますか。

事務局

その他事項として、みなさまに確認したい事項と報告事項がそれぞれ 1 点ずつあります。

まず、景観重要樹木の長太の大楠について、鋭意、樹勢の回復に努めていますが、担当部署に確認すると枯死する枝が増えている状況のようです。これまでは、景観計画の改定があり景観審議会の開催頻度が高かったことから、伐採が必要な時に審議会を開催し、審議会に対して意見を聞くことが出来ていました。

しかしながら、今回景観計画の改定が終了し、審議会の開催頻度が低くなることに加え、枯死した枝を切る頻度が増える可能性があるとのことでした。景観法施行令において、許可を要しない行為に「危険な樹木の伐採」が挙げられている中、これまでは樹勢をなるべく保存するよう、担当部署が許可を受けてから枝の伐採を行ってきましたが、審議会の開催頻度が低くなる状況において、審議会の開催を待って伐採を行うようでは安全を確保できないということであるため、今後は「危険な枯死枝の伐採は景観法施行令に規定する危険な樹

木の伐採に該当する」として取り扱いたいと考えています。

なお、伐採時には担当部署から報告を受け、伐採後に審議会に対してその報告を行うこととしたいと思いますが、ご意見等がありますか。

(意見なしの声)

ありがとうございます。「可能な範囲で枝を残す」という条件を付けたうえで、今後は景観法施行令に規定する危険な樹木の伐採として取り扱っていくことを担当部署に伝えます。

続いて、報告事項です。今回の景観計画改定において、Instagramを用いて市民の方々から景観計画に用いる写真を募集してきました。「#自分だけの1コマ」を付けて投稿された鈴鹿市内の景観の写真が1万点ほど集まったため、令和6年3月4日から8日にかけて鈴鹿市役所の1階の市民ギャラリーにおいて写真展を開催し、投稿のあった写真のうち100点を展示します。

その他事項は以上です。

事務局

議長、答申案の用意ができました。いかがでしょうか。

議長（会長）

それでは、答申案の配布をお願いします。

(事務局 答申案配布)

お手元の答申案の確認をお願いします。事務局案の内容でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは答申案のとおり市長に答申します。以上で本日の議題はすべて終了したので、進行を事務局へ返します。

事務局（課長）

岡本会長ありがとうございました。本日の審議会において、計画案の承認をいただくことが出来ましたので、鈴鹿市景観計画の改定を終えることが出来ます。

つきましては、都市整備部長の今村より一言感謝の言葉を述べさせていただきます。

きます。

事務局（部長）

都市整備部長の今村です。鈴鹿市景観計画の改定にご尽力頂いた委員の皆様に挨拶申し上げます。

2年間にわたり景観計画の改定作業を行ってきました。景観審議会の委員の皆様をはじめ、専門部会の委員の皆様には、お忙しい中、度々開催した会議に出席をいただき、活発な審議をしていただきましたことに感謝申し上げます。おかげさまで、これからの鈴鹿市に有益となる計画を策定できたのではないかと自負しています。今後この計画を市民と共有し、「鈴鹿らしさ」を次の世代に引き継いでいけるよう頑張っまいりますので、今後ともよろしくお願いします。簡単ですが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局（課長）

これをもちまして、本日の審議会を終わります。ありがとうございました。

上記のとおり、第18回鈴鹿市景観審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 富本 真理子【原本は自署】

署名人 田中 淳一【原本は自署】